

## 包括的支援体制構築に向けた健康福祉センターの今後の展開について（中間報告）

### 1 はじめに

本検討では、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ切れ目のない相談・支援を行う、母子保健分野と、精神保健分野における包括的支援体制の構築に向け、健康福祉センターの今後の展開について検討していくこととした。

### 2 検討の背景と目的

健康福祉センターは、地域保健法第18条に定める「市町村保健センター」に位置づけられ、健康相談、保健指導及び健康診査、健康教育、健康づくりに関する事業を分任している。近年においては、母子保健・精神保健分野における困難事例の増加や複雑化など健康福祉センターを取り巻く環境は大きく変化しており、「切れ目のない子育て支援」のさらなる充実や、精神障がい者への包括的な支援体制の整備が求められている。

また、令和4年6月に公布された改正児童福祉法で、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制（こども家庭センター）を整備することが努力義務として示された。区としては、これまでも児童福祉分野と母子保健分野が連携し支援を行ってきたところであるが、従前の体制の再構築を見据えながら、新たな体制の構築に向けた検討を進めている。

### 3 健康福祉センターにおける現状と課題

区における保健衛生行政は、平成9年度に、それまでの3保健所及び2保健相談所の体制から保健所（1か所）及び健康福祉センター（5か所）の体制に再編している。

#### （1）「切れ目のない子育て支援」のさらなる充実の必要性

母子保健事業については、健康度の高い一般的な対象者から支援を必要とする対象者までが広く参加できる母親学級や育児相談等の事業や、健康課題を早期に発見し支援につなぐ乳幼児健診等の事業、支援を必要とする対象者のニーズに即した地域健康支援事業（訪問・面接・電話等の継続相談）を行っている。

これまで、健康福祉センターと健康推進課は「妊娠期からの切れ目のない子育て支援」（いたばし版ネウボラ）の中核を担ってきた。一方で令和4年7月1日より板橋区子ども家庭総合支援センターの児童相談所業務が開始したことに伴い、区として把握した複雑・困難ケースを一体的に支援していくことが可能となった

ことから、母子保健・児童福祉の枠にとらわれない包括的な支援の仕組みを確立する必要がある。

## (2) 児童福祉法等の改正やこども家庭庁の創設

令和4年6月に公布された改正児童福祉法により、令和6年4月以降に区市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。これは、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関であり、母子保健と児童福祉の一体的な組織運営やサービス提供、情報共有等が必要とされている。

区としては国が定めた、「こども家庭センター」に求められる機能の実現に向け、組織横断的な検討が必要となる。検討にあたっては、令和5年度に設置された、こども家庭庁が展開する施策に十分留意していく。

## (3) 精神保健分野における現状と課題

現在、健康福祉センターでは精神障害者保健福祉手帳の交付及び自立支援医療費助成の窓口となり、対象者本人、家族、地域や関係機関からの相談を受け、一人ひとりの状況に応じた支援を行っている。区における精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成23年度に2,983人であったが、令和3年度は6,076人と約2.04倍に、また自立支援医療(精神通院)の取り扱い件数は、平成23年度に9,551件であったが、令和3年度は17,373件と1.82倍に増加している。

健康福祉センターが、精神障害者保健福祉手帳の交付事務等や精神保健相談窓口を担う一方で、福祉事務所では、日常生活支援などの福祉サービスを利用する際の窓口を担っている。区民にとっては手続の内容に応じた窓口の使い分けが必要となり、利便性の向上が求められている。

また、相談・支援にあたり、複雑・困難化する事例が生じていることから、多職種連携による支援体制の強化が必要であるが、協力関係はあるものの、部門の違いから保健・福祉を担う担当者がそれぞれ独立した立場で支援を行っている現状にある。保健分野が把握する精神障がい者の動向や支援の方向性、福祉分野が把握する障がい福祉サービスの利用状況・傾向の情報共有について、連携強化に向けた検討が必要である。

## (4) 施設・設備の更新・整備

施設の改修・更新にあたっては、区の公共施設等ベースプランの考え方に基づき、中長期的な将来を見据え、新たな価値が提供できる施設に刷新することが求められる。

## 4 健康福祉センターのあり方の方向性

前述の課題に対応するためには、現在の健康福祉センターの機能に加え、「こども家庭センター」が求める機能の充実も図っていく必要がある。そこで、次の2

つの柱を掲げ、健康福祉センターのあり方検討を進めていく。

また、施設整備については、まちづくりに併せた拠点整備や、公共施設の再編の進捗状況も視野に入れ、ICT を活用した情報連携による支援機能の向上に資する取組を進めていく。

## 柱1 切れ目のない子育て支援のさらなる充実

これまで、妊婦面接、乳幼児健診等の母子保健事業や、個別支援を必要とする世帯への訪問・面接・電話といった地域健康支援事業については健康福祉センターが担ってきた。一方で、年齢に応じた集団遊びなどのプログラム等、子育て支援活動は児童館が、子どもなんでも相談や虐待等のハイリスクケースへの相談・支援等は子ども家庭総合支援センター支援課が担ってきた。

このように、母子保健・児童福祉の側面からそれぞれの組織が様々な事業を展開し、必要に応じて各組織が情報共有や連携支援を行ってきたところである。

しかしながら令和6年4月以降は、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制（こども家庭センター）を整備することが努力義務となることから、これまで健康生きがい部及び子ども家庭部が、それぞれ行ってきた母子保健分野と児童福祉分野の事業について、さらなる連携強化が求められている。

そこで、地域保健を担う施設として、区民の健康を維持する機能に加え、国が求める「こども家庭センター」の一翼を担うための機能充実を図り、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援を行う「切れ目のない子育て支援体制」を実現する。

## 柱2 障がい者へ一貫した支援を行うことができる体制の整備

現在は、保健・福祉を担う部門がそれぞれ独立した立場で障がい者に対する支援を行っているが、窓口の明確化・利便性向上及び一貫した支援の実現、複雑・困難事例への多職種によるアセスメントが可能となる体制の構築等、包括的な支援体制が実現できるよう、健康生きがい部と福祉部における組織の見直しも視野に入れて体制整備を進めていく。

## 5 今後のスケジュール

【令和5年度】

6月：健康福祉委員会報告（中間報告）

11月：健康福祉委員会報告（最終報告）